

令和2年9月24日

北広島市長 上野 正三 様

北広島市市民協働推進会議  
会長 及川 正勝

公益活動団体との協働指針の見直しについて（答申）

令和2年8月24日付北広参住第205号により諮問のあった標記の件について、本会議において審議を行ったので、別添「公益活動団体との協働指針」（改定素案）のとおり答申します。

本会議といたしまして、当答申を踏まえて「公益活動団体との協働指針」を改定されますよう求めます。

今後におきましては、改定されます指針の基、公益活動団体の活動やその活動が社会に果たす役割の重要性及び公益活動団体と市が協働でまちづくりを担うことへの市民の理解が深まるよう、周知啓発に努めるとともに、公益活動団体と市の協働のより一層の推進を図り、公益活動団体がより多くの場でその専門性を活かして活躍することを期待します。



# 公益活動団体との協働指針

～協働でまちづくり 市民が主役の北広島を目指して～

(改定素案)

北 広 島 市

平成 20 年(2008 年)5 月制定

令和 3 年(2021 年)4 月改定(予定)

# 目 次

■はじめに .....	1
<b>I 公益活動団体との協働の基本的な考え方</b>	
1 公益活動団体・協働とは .....	2
2 なぜ協働か .....	3
3 協働の領域 .....	3
4 協働の効果と課題 .....	4
<b>II 成果のあがる協働を実現するために</b>	
1 協働の基本原則 .....	5
2 協働を成功させる条件 .....	5
3 協働を行う公益活動団体の責務 .....	6
<b>III 協働を促進するための方策</b>	
1 公益活動を支える社会風土の醸成 .....	7
2 公益活動を支える支援体制の充実 .....	7
3 多様な主体による公益活動の推進 .....	7
4 公益活動の推進に向けた体制の整備 .....	8
<b>資料編</b>	
資料 1 公益活動団体との協働モデル事例 .....	10
資料 2 「公益活動団体との協働指針」策定経過・体制 .....	11

## ■ はじめに

# I 公益活動団体との協働の基本的な考え方

公益活動団体と行政が協働するにあたっては、次のような考え方を基本にしています。

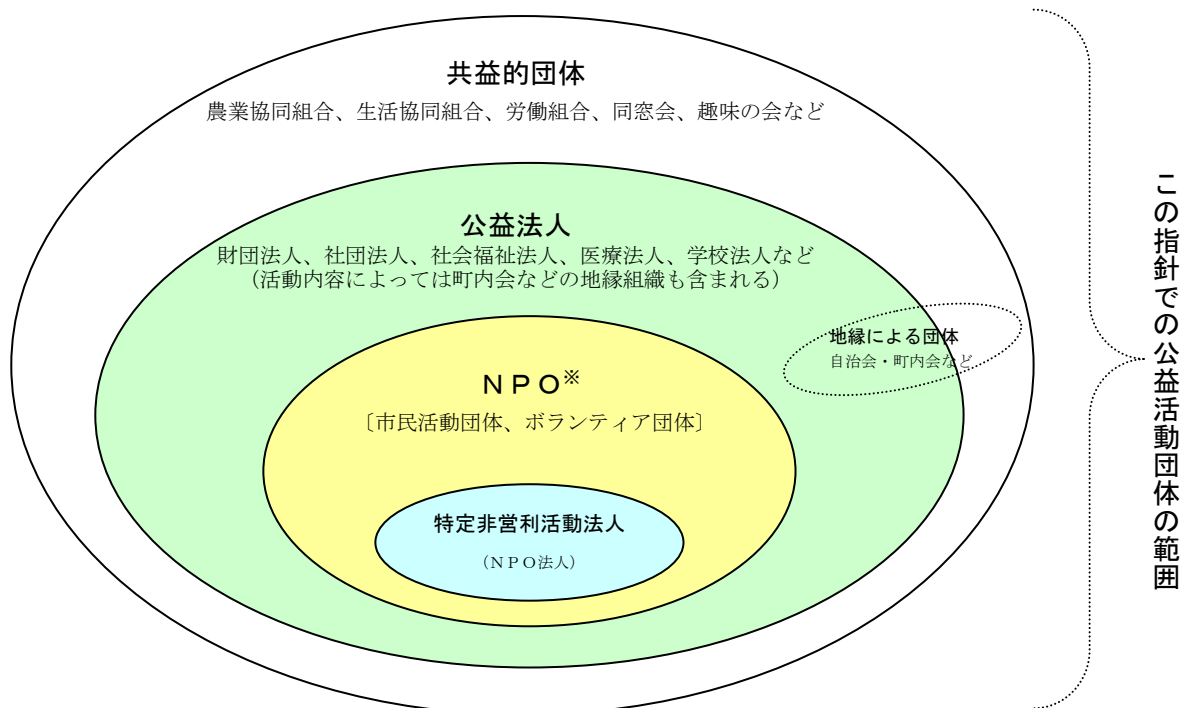
## 1 公益活動団体・協働とは

### 公益活動団体とは

この指針で公益活動団体とは、営利を目的とする団体ではなく市民が主体になった以下のような自立的な民間の団体を言います。

- ・ 公共を担う使命を持ち、公益を実現する組織体制を持っている。
- ・ 責任体制がはっきりとし、団体としての規約や制度が整っている。
- ・ 協働に対して義務と責任を果たし、活動や実績を市民に知らせることができる。

北広島市の公益活動団体の概念図



### 協働とは

この指針で協働とは、公益活動団体と行政が共通する公益的課題の解決や社会的目的の実現のために協力・協調を図ることとしています。

#### 《用語の説明》

【NPO】 NPOは、「Non-profit Organization」の略で、一般的には民間非営利団体（組織）と呼ばれ、公益に関わる課題を解決する目的で活動する民間団体です。NPOの中で特定非営利活動法人という法人格を取得した団体の特にNPO法人と呼びます。非営利という名称が付きませんが、活動を通じて収入を得ることも可能です。

## 2 なぜ協働か

次のような地域社会の環境の変化に伴い、行政が主体になって公益を担ってきた北広島市から、公益活動団体と行政が公益を協働で担う北広島市へ変えていく必要があります。

### 市民ニーズへの対応

少子・高齢化、環境問題、雇用、地域振興など、複雑・多様化する市民ニーズに対して、十分な対応が困難になりつつあります。地域の課題やニーズを的確に把握し専門的に地域への密着した活動を行っている公益活動団体が、行政とパートナーとして協働することにより、ニーズに柔軟に対応し満足度の高いサービスを提供することが可能となります。

### 公共サービスの効率化

財政的厳しさから公共サービスの効率化への工夫が求められていますが、公益活動団体との協働によって効率の良い公共サービスを提供することが可能となります。

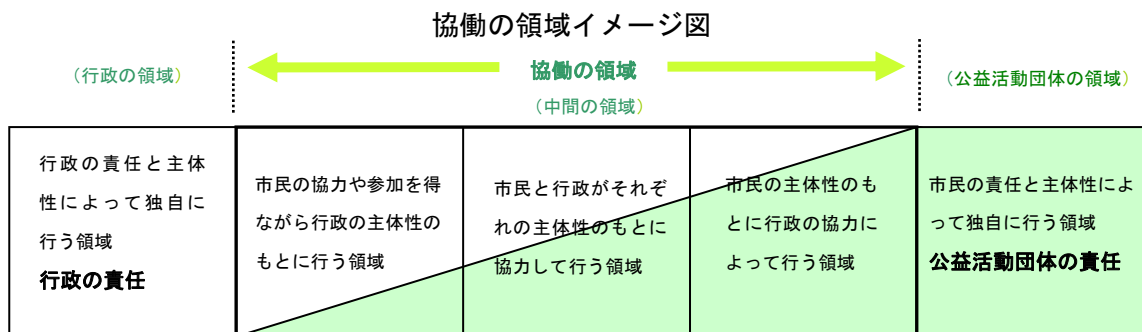
### 市民自治意識の高まり

様々な市民で構成されている公益活動団体が、行政との協働を通して公共を担うことは、市民自らが地域社会の課題を解決していこうとする「市民自治」意識の醸成へつながり、さらに仕事として、もしくはボランティアとして市民が公益活動へ参加できる道を開くことができます。

## 3 協働の領域

行政による実施が法律で義務付けられている公共サービス及び公益活動団体が独自に行う活動や事業を除いて、次のように協働が可能な領域があります。

その領域は、公益活動団体の専門性や先駆性が発揮され、その使命と行政目的とが一致するとき、市民にとって大きな効果が期待できます。



※協働するかどうかの意思決定に、多様な視点と公益活動団体の自発性を採り入れるために、公益活動団体の意見も尊重される必要があります。

## 4 協働の効果と課題

公益活動団体と行政との協働は、次のように北広島市の価値を高める様々な効果がある一方、課題もいくつか考えられます。

### 市民にとっての効果

- ・市民ニーズにあったきめ細かな公共サービスが受けられます。
- ・市民自らの意見を行政施策に反映することができます。
- ・多様な知識や経験をもつ市民の社会における活躍の場や機会が広がります。
- ・公益活動団体を通じて協働に関わることで、北広島市への愛着・誇りが高まります。

### 公益活動団体にとっての効果

- ・協働領域の広がりにより、新たな活動の場が広がります。
- ・対価が得られる協働であれば、財政的基盤が安定し、事業の持続性が高まります。
- ・活動に対する社会的認知度が高まります。
- ・事務・事業の質が高まります。

### 行政にとっての効果

- ・多様化する市民ニーズに対応でき、公共サービスの質の向上が図られます。
- ・従来の仕事のあり方を見直し、行政の効率化、職員の意識改革を含めた体質改善が図られます。
- ・公共サービスの効率を高め、他の必要な事業へ予算配分することが可能になります。
- ・これまで行政のみが担うと認識されていた「公益」を、公益活動団体と行政がともに担う社会へと変革していくことにつながります。

### 想定される課題

- ・従来行政が担ってきた公共サービスを公益活動団体と協働で行う際に、市民や利用者などの理解を得るために時間と手続がかかる場合があります。
- ・公益活動団体が行政と協働で提供する公共サービスに関して、一定以上の質と量を確保できるかは、公益活動団体の人材、資金、専門性などに左右される場合があります。
- ・協働事業を行う際に協定書を締結しないと、義務と責任が不明確になる場合があります。



## II 成果のあがる協働を実現するために

公益活動団体と行政が成果のあがる協働を実現するためには、次のような基本原則、条件、責務を十分に理解し、常に意識して取り組むことが大切です。

### 1 協働の基本原則

#### 自主性・自立性・対等の尊重

公益活動団体と行政とは、互いに組織や意思決定のシステムなどが異なる存在であることを認識し、それぞれが互いの自主性と自立性を尊重するとともに、パートナーとして対等の関係であることを認識して協働を進めることが大切です。

#### 目的・目標の共有化

公益活動団体と行政は、地域社会をより良い方向へ導く共通の目的があり、その有効な方法のひとつとして協働があるということを認識する必要があります。そのうえで、何のために協働するのかという目的と、達成すべき目標を共有し、合意形成に努めることが大切です。

#### 透明性・公開性の確保

協働の過程及び結果の評価を含めて、情報が公開される必要があるとともに、双方の関係の透明性を保ち、多くの市民の理解のもとで進めることが大切です。

### 2 協働を成功させる条件

#### 公益活動団体が育つ協働

地域社会の公共を担う公益活動団体が育つことは、長期的に地域社会にメリットをもたらすという視点を持って協働する必要があります。

#### 特性に応じた役割分担

公益活動団体は、地域に密着した活動を通して市民ニーズを的確に把握し、活動分野に関する専門性を有している場合が多く、一方、行政は施策に関する広範な情報や公的資源を有しており、それぞれの特性に応じた役割分担をしながら協働を進める必要があります。

### リスク負担の明確化

協働を実施する場合、進捗リスク、経済的リスク、公共サービス提供上のリスクなどが考えられます。そのためリスク・マネジメントなどに関して協議し、明確化する必要があります。

### 協定書の締結

公益活動団体と行政は、その協働に関する双方の権利、義務、責任、役割、協働の目的と求められる成果、協働に関わる諸条件、協働の調整に関して事前に協議し、協定書を作成する必要があります。

### 計画段階からの公益活動団体の参加

公益活動団体の意欲・専門的知識などを活かし、公益活動団体が力を十分発揮するためには、事業計画段階から参加して協働することが望ましく、そのためには協働事業に関する計画立案、実施、結果の検証を協働で行う仕組みを作る必要があります。

### 協働のための十分なコミュニケーション

状況に応じた協働が行えるように、公益活動団体と行政は協働の実施前から終了まで十分なコミュニケーションを取る必要があります。

## 3 協働を行う公益活動団体の責務

行政との協働にあたって、公益活動団体は次のことを実践する必要があります。

- 協働を実施するにあたっては、当然、法令を順守することが必要です。
- 行政及び市民に対して十分な説明責任を果たすことが必要です。
- 協働による事業を達成できるよう、人材育成、事業遂行能力と専門能力の向上、経営資源の確保、持続可能な経営管理体制の確立などの経営努力をすることが必要です。

## Ⅲ 協働を促進するための方策

公益活動団体との協働を促進するための具体的方策として、市では次のようなことに取り組んでいきます。

### 1 公益活動を支える社会風土の醸成

公益活動が社会全体に果たす役割の重要性について市民への理解を深めるため、公益活動に関する周知啓発活動の充実に努めます。

- (1) 協働に関するフォーラムや講演会の実施
- (2) 公益活動団体に関する情報の提供
- (3) 多様な媒体を活用した周知啓発活動の実施

### 2 公益活動を支える支援体制の充実

公益活動団体の活動の自立性や自主性を損なうことがないように配慮しつつ、団体の設立時など各段階に応じた支援体制の充実に努めます。

- (1) 公益活動事業補助金制度<sup>※1</sup>の実施
- (2) 地域まちづくり推進事業助成金制度<sup>※2</sup>の実施
- (3) 公益活動団体の設立を支援するための方策の検討
- (4) 低料金で借りることができる会議室等の確保に向けた方策の検討
- (5) 指定NPO制度<sup>※3</sup>の活用促進

### 3 多様な主体による公益活動の推進

特定非営利活動法人（NPO法人）、町内会などの地縁組織、企業、大学やボランティアなど、多様な主体が公益活動に関わることができる環境づくりに努めます。

- (1) 協働事業提案制度<sup>※4</sup>の実施
- (2) 公益活動の担い手発掘や育成に向けた方策の検討
- (3) 地域課題を踏まえた市と団体による連携事業や委託事業の推進

## 4 公益活動の推進に向けた体制の整備

庁内における連携体制強化や職員の意識改革を図るとともに、第三者機関である市民協働推進会議の活用によるチェック機能の確保など、公益活動の推進に向けた体制の整備に努めます。

- (1) 市民協働推進会議<sup>※5</sup>の運営
- (2) 特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務の権限移譲受入れ等による相談体制の確保
- (3) 職員の意識改革に向けた研修等の実施

### ≪用語の説明≫

---

**【※1 公益活動事業補助金制度】**

公益活動団体が実施する事業のうち、市内の広域にわたって効果が生じる公益活動に対して補助金を交付する制度

**【※2 地域まちづくり推進事業助成金制度】**

各地域(東部、大曲、西の里、西部、北広島団地)の自治会、町内会その他地域内に活動拠点を置く団体が実施する、地域の特色を生かしたまちづくり活動に対して助成金を交付する制度

**【※3 指定 NPO 制度】**

市内の NPO 法人に対する市民の寄付を促進し、NPO 法人の活動を充実させるため、市条例による基準に適合した NPO 法人を個人市民税の寄附金税額控除の対象となる法人として指定する制度

**【※4 協働事業提案制度】**

公益活動団体からその専門性などの特性を活かした事業の提案を募集し、当該事業を市と公益活動団体が協働で実施する制度

**【※5 市民協働推進会議】**

市民公募による委員を含む第三者機関として客観性・透明性を確保しながら、協働の実行性の評価や協働に関する実施事業などについて調査審議を行う市の附属機関

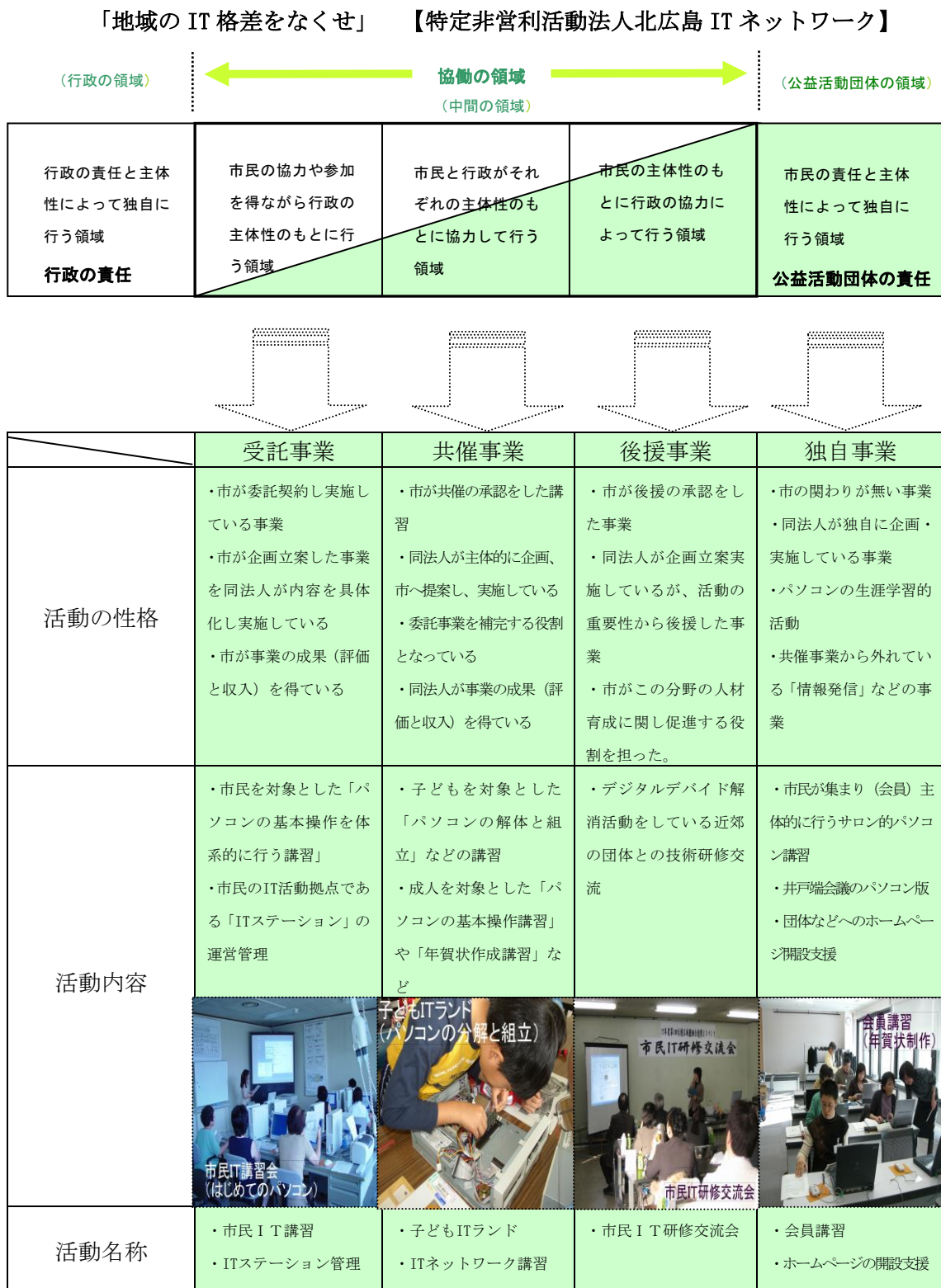
# 資料編

資料1 公益活動団体との協働モデル事例

資料2 「公益活動団体との協働指針」策定経過

■ 公益活動団体との協働モデル事例

(本編中「協働の領域イメージ図」対比)



## ■ 「公益活動団体との協働指針」策定経過

平成17年	5月	「北広島市行財政構造改革大綱・改革の推進項目」において、公益活動団体をパートナーと位置付け協働の指針策定を掲げる。	
18年	7月	公益活動団体を対象に「行政との協働に関する意識調査アンケート」実施	
	10月	北広島市協働推進懇話会（以下「懇話会」と表現）を設置し、指針策定に向けた検討を開始	
19年	8月	懇話会から「公益活動団体と行政の協働の基本ルール」として市長へ中間報告	
	12月	懇話会から「公益活動団体と行政の協働指針策定に向けた提言」として市長へ報告	
20年	2月	「公益活動団体との協働指針」原案決定	
	3月	パブリックコメントの実施	
	5月	指針の施行	
	10月	市民協働推進会議を設置	
21年	4月	特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立認証等に関する事務の権限移譲の受入れ	
22年	4月	公益活動事業補助金制度の創設 協働事業提案制度の創設	
26年	12月	北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の制定	
30年	10月	公益活動団体意識調査の実施	
令和	2年	8月	市民協働推進会議において、指針改定に向けた検討を開始
		2年	11月 「公益活動団体との協働指針(令和3年4月改定)」原案決定
			12月 パブリックコメントの実施
		3年	4月 指針(令和3年4月改定)の施行

予  
定